

松戸市の健康づくりに関する会議の関係図

松戸市健康づくり推進会議

健康づくり施策に関する市長の諮問に応じ、下記事項について調査審議し市長に建議する

- ・健康増進計画の策定・普及・推進に関する事項の調査、審議
- ・市民の健康づくりのための事業の効果的な推進に関する事項
- ・市民の健康づくりのための環境整備に関する事項
- ・その他市長が必要と認める事項

※「松戸市健康づくり推進会議条例」より

健康松戸 21Ⅲ推進部会

特定事項の調査審議

※年 1 回程度開催

松戸市自殺対策計画推進部会

特定事項の調査審議

※年 1 回程度開催

健康松戸 21Ⅲ事務局会議

事務局会議は、計画を推進するため、次の事項を所掌する

- ・松戸市健康づくり推進会議、健康松戸 21Ⅲ推進部会の運営に関すること
- ・松戸市健康増進計画の進捗管理に関すること
- ・松戸市健康増進計画推進の協議、検討に関すること
- ・その他必要を認める事項

※「松戸市健康増進計画の推進体制に関する方針」より

| | |
|-------|----------------------|
| 健康福祉部 | 健康推進課 |
| 福祉長寿部 | 国民健康保険課 地域包括ケア推進課 |
| 子ども部 | 子ども家庭相談課 |

※その他、上記の者が必要と認める者

松戸市自殺対策庁内連携会議

連携会議は、計画を推進するため、次に掲げる事項について検討を行う

- ・自殺対策を推進するための府内連携に関する事項
- ・計画の策定、変更及び推進に関する事項
- ・その他必要を認める事項

※「松戸市自殺対策庁内連携会議設置要綱」より

| | |
|-------|---|
| 総務部 | 男女共同参画課 |
| 総合政策部 | 広報広聴課 |
| 経済振興部 | 商工振興課 消費生活課 |
| 健康福祉部 | 地域福祉課 健康推進課（事務局） |
| 福祉長寿部 | 高齢者支援課 地域包括ケア推進課 生活支援一課 障害福祉課 |
| 子ども部 | 子ども政策課 子育て支援課 子どもわくわくの課 子ども家庭相談課 |
| 学校教育部 | 指導課 教育研究所 |
| 消防局 | 救急課 |

※その他、上記の者が必要と認める者

基本施策

1 生きる支援につながるネットワークの強化

- (1)松戸市自殺対策推進部会を開催する
- (2)松戸市自殺対策庁内連携会議を開催する
- (3)特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する
- (4)千葉県自殺対策推進センターと連携する
- (5)医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を強化する
- (6)市内医療機関と連携する



2 自殺対策を支える人材の育成

- (1)様々な職種を対象とする研修を実施する
- (2)市民に対する研修会を開催する

3 市民への啓発と周知

- (1)リーフレット・啓発グッズなどを作成し配布する
- (2)メディアを活用した普及啓発を行う
- (3)既存の情報誌などへ生きる支援に関する情報の掲載をする
- (4)市民向け講演会を開催する
- (5)健康教育やイベントなどで普及啓発を行う

4 生きることの促進要因への支援

- (1)相談体制を充実させる
- (2)居場所づくりをすすめる
- (3)自殺未遂者などを適切な支援につなげる
- (4)遺された人を適切な支援につなげる

5 児童生徒のこころの健康づくりの推進

- (1)学校におけるいじめ対策を実施する
- (2)こころ豊かに生き、自分と他人の命を大切にする教育活動を実施する

重点施策

1 生活困窮者の自殺対策の推進

- (1)生活困窮に陥った人の相談や税の減免・徴収、国民健康保険加入に関わる市職員などの「気づき」の力を高める
- (2)生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する
- (3)庁内多重債務支援部署等との連携を図る

2 高齢者の自殺対策の推進

- (1)高齢者に関する支援者の「気づき」の力を高める
- (2)高齢者とその周囲の人の支援を包括的に行う
- (3)ネットワークの構築と連携
- (4)高齢者の居場所づくりを推進する



3 勤務・経営問題に関する自殺対策の推進

- (1)勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けて、就労支援者及び労働者の「気づき」の力を高める
- (2)勤務問題の相談支援を推進する

4 子ども・若者の自殺対策の推進

- (1)子どもの養育に関する保護者・学校関係者などの「気づき」の力を高める
- (2)子育て支援の充実
- (3)学校において相談先についての周知を進める
- (4)子ども・若者の「生きる力」を育む
- (5)子ども・若者の居場所づくりを推進する

松戸市自殺対策計画の概要

～誰も自殺に追い込まれることのない松戸市を目指して～

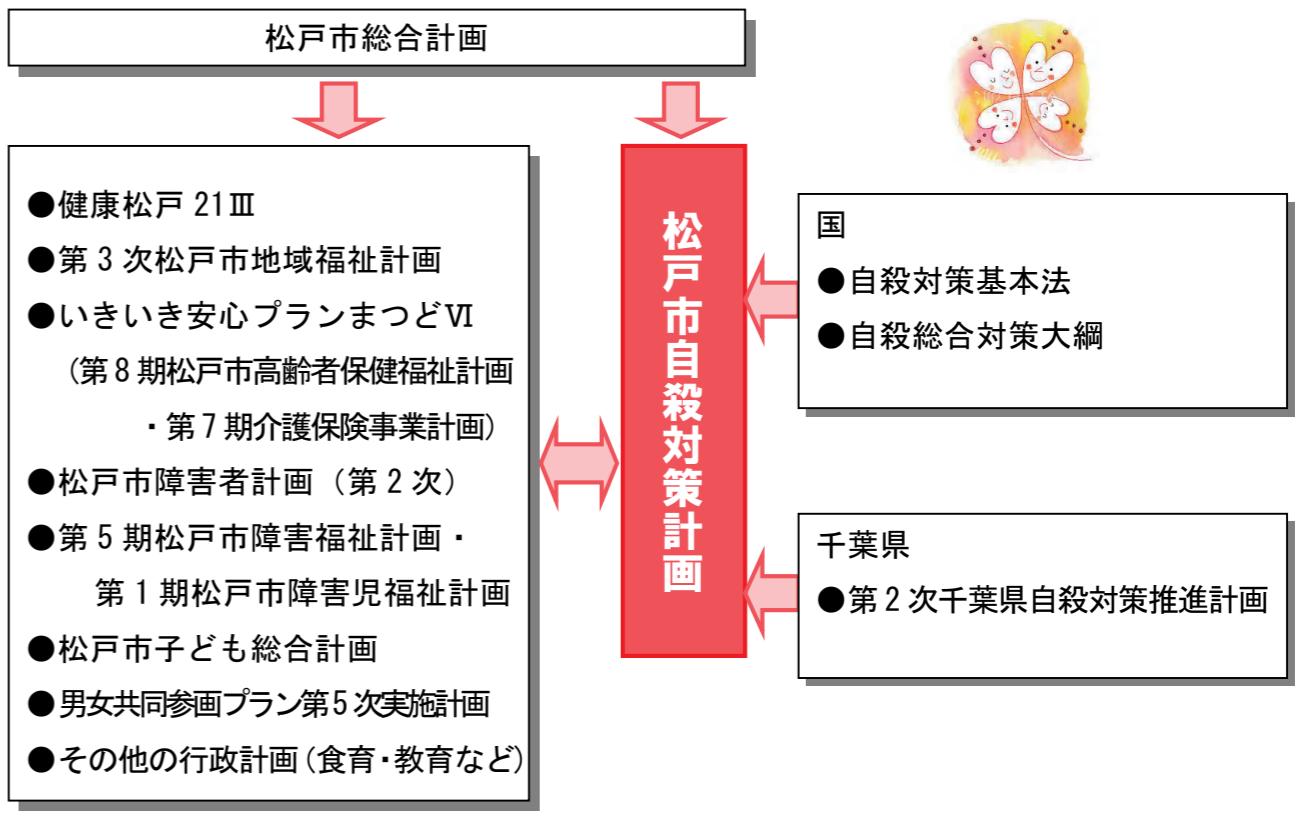
計画策定の趣旨

自殺の多くは、経済や生活の問題をはじめ、健康や家庭の問題など様々な悩みが複雑に関係し、個人の問題として片付けられない社会的要因が背景にあることから、その対策は社会全体で取り組んでいかなければなりません。平成28年4月に自殺対策基本法が一部改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置づけるとともに、すべての都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。松戸市では、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現」を目指します。

計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定められた「市町村自殺対策計画」として、自殺総合対策大綱や第2次千葉県自殺対策推進計画の趣旨を踏まえて策定するものです。

また、本計画は、「松戸市総合計画」を上位計画として、「健康松戸21Ⅲ」「第3次松戸市地域福祉計画」「いきいき安心プランまつどVI（第8期松戸市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画）」などの関連計画などと整合・連携を図りながら策定するものです。



計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。2023年度中に計画の見直しを図り、第2期の計画につなげますが、計画期間中に関連法などの改正や社会情勢の大きな変化があった場合には必要に応じて見直しを行います。



計画の数値目標

国の方針を踏まえ、本市では2026年の自殺死亡率を2016年より30%以上減少させることを長期目標とし、本計画の最終年度である2023年の自殺死亡率を13.2以下と設定します。ただし、実績が目標値を下回ったとしても、自殺者がいる限り自殺対策を継続する必要があります。

| 計画の数値目標（自殺死亡率※） | | |
|-----------------|---|-------|
| 2016年 | ⇒ | 2023年 |
| 16.7 | ⇒ | 13.2 |
| (第1期目標値) | | |
| 2026年 | ⇒ | 11.7 |

※自殺死亡率（自殺率）＝人口10万対の自殺で亡くなった人数

【参考】2016年10月1日現在松戸市人口486,045人

松戸市の自殺の特徴

- ◆自殺者数は減少傾向、自殺死亡率は低下傾向
- ◆「男性40～59歳無職独居者」の自殺死亡率が高い
- ◆「男性60歳以上無職（同居・独居）者」の自殺者数が多い
- ◆若年層（39歳以下）の死亡原因の上位が自殺

基本方針

- 生きることの包括的な支援として推進
- 関連施策との連携
- 対応の段階に応じてレベルごとの対策を連動させる
- 実践と啓発を両輪として推進
- 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進



施策体系

本計画では、国の方針により全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された特徴をもとにした「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きる支援関連施策」と位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。

自殺対策の施策体系

誰も自殺に追い込まれることのない松戸市

基本施策 (基盤的な取組)

- 生きる支援につながるネットワークの強化
- 自殺対策を支える人材の育成
- 市民への啓発と周知
- 生きることの促進要因への支援
- 児童生徒のこころの健康づくりの推進

重点施策 (重点的に取り組む対象)

- 生活困窮者の自殺対策の推進
- 高齢者の自殺対策の推進
- 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進
- 子ども・若者の自殺対策の推進

生きる支援関連施策